



## 毒物劇物販売業登録について

毒物及び劇物指定令の改正により、一部の泡消火薬剤に使用されている『トリエチレンテトラミン』が劇物に指定されましたが、経過措置期間（平成30年9月30日まで）の終了に伴い、10月1日以降に当該物質を含有する泡消火薬剤を販売、取扱いされる場合は「**毒物劇物販売業**」の登録が**必要**になります。現品を直接取扱わずに伝票のみで販売する場合や、無償で譲渡する場合であっても販売業登録が必要ですのでご注意ください。また、現品を直接取扱い在庫として店舗等に置く場合は、各都道府県が実施している「毒物劇物取扱者」の資格を持った責任者の配置が必要です。販売業登録の申請先は店舗所在地を管轄する各地の保健所です。未取得、未申請の場合はお急ぎください。なお、ユーザー（使用者）として購入するのみであれば登録は必要ありません。

### 対象薬剤（現行品）

- F-623T
- F-626T
- F-653AF

## デジタルサイネージ活用指針の一部改正

消防庁は「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」について、JIS規格および国交省から示されているガイドラインの改正を踏まえ、内容を一部改正しました。

最低限確保すべき文字の大きさや、JIS規格においてユニバーサルデザインカラーが採り入れられたことから、使用する色とマンセル値についての改正などがおこなわれています。



## 厚生労働省予算関連情報

厚生労働省は有床診療所等のスプリンクラー設備等整備費補助金の交付額を公表しました。今回は平成29年度からの繰越分（第二次）と平成30年度分が公表されています。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。また、平成31年度予算の概算要求書が公表され、その中で「新しい日本のための優先課題推進枠」として有床診療所等へのスプリンクラー等整備事業費、**約52億円**が要望されています。交付額の追加や予算成立などの情報につきましては、公表されたい改めてご連絡いたします。有床診療所等へのスプリンクラー設置には、素早い感知と高い消火能力、短い工期で入院患者様の負担も少ない「スプリネックス」シリーズをご推奨いただきますよう、お願いします。



### ○厚生労働省ホームページ

- 平成30年度の補助金交付額の内示について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_01602.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01602.html)
- 平成29年度から繰越分の補助金交付額の内示について（第二次）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_01599.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01599.html)
- 「概算請求書」及び「政策評価調書」  
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/19syokan/05.html>